

令和 5 年

第 3 回市議会定例会 議案第 8 号

函館市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について
函館市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例
函館市空家等の適切な管理に関する条例（平成 2 5 年函館市条例第 56
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「特定空家等」を「管理不全空家等または特定空家等」に改
める。

第 4 条を削り，第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条中「特定空家等」を「管理不全空家等または特定空家等」に改
め，同条を第 5 条とし，第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条第 1 項中「第 1 4 条第 2 項」を「第 1 3 条第 2 項または第 2 2
条第 2 項」に，「同項」を「これら」に改め，同条第 2 項および第 3 項
中「第 1 4 条第 2 項」を「第 1 3 条第 2 項または第 2 2 条第 2 項」に改
め，同条を第 7 条とする。

第 9 条を削り，第 1 0 条を第 8 条とする。

第 1 1 条第 1 項中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め，同条
を第 9 条とし，第 1 2 条から第 1 6 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

第 1 7 条第 8 項中「第 1 5 条第 1 項」を「第 1 3 条第 1 項」に改め，
同条を第 1 5 条とし，第 1 8 条から第 2 0 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は，空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する
法律（令和 5 年法律第 5 0 号）の施行の日から施行する。

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、管理不全空家等に関する規定の整備等をするため